

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの中期目標の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の中期目標を地方独立行政法人法第 25 条第 1 項の規定に基づき変更することについて、同法第 25 条第 3 項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

1 中期目標変更の理由

○新たな機能及び新たな施設・設備整備事業の実施に伴う変更

法人は、平成 24 年以降において、小児医療の拠点機能の充実を図るため、以下の事業を実施することを目指しており、当該事業を実施するにあたり、設立団体である県からの指示となる中期目標を変更しようとするものである。

- ・岐阜県地域医療再生計画（案）に基づき、高度・専門的な医療体制の下で医療的ケアを必要とする 18 歳未満の重症心身障害児のための入所施設を整備する。
- ・同じく、小児救命救急センターを設置し、小児救急医療体制の強化を図る。
- ・その他、これらの整備と併せ、小児医療や専門検診等の拠点機能を整備する。

なお、重症心身障害児のための入所施設を整備するためには、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき総務大臣の認可を得て定款を変更し、重症心身障害児の入所施設の運営を病院事業の附帯業務として位置付ける（定款の「業務の範囲」に「重症心身障害児の入所施設の運営を行うこと」を加える。）必要がある。

【事業の概要】

（1）事業スケジュール

- ① 重症心身障害児の入所施設等の整備
平成 23 年度～26 年度（平成 27 年度からの次期中期目標期間中の運営開始を予定）
- ② 小児救命救急センターの設置
平成 24 年度～25 年度

2 中期目標変更の内容

○「3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」中の「3-1-5 重点的に取組む医療」に、「なお、こども医療については、救急医療体制の強化、高度・専門的な医療を必要とする重症心身障害児の入所施設の整備など、拠点としての機能の一層の充実を図ること。」を追加する。

※別紙「新旧対照表」参照